

第8章 計画の推進

第8章 計画の推進

1 保健・医療・福祉の連携

高齢者に対する総合的なサービスの提供を図るため、保健機関、医療機関、福祉関係機関の相互連携の強化に努めます。そのため、県の保健、福祉機関と地域内医療機関との連携を図るとともに、医療分野における診療所と病院の連携強化を推進します。

2 民間事業者との連携

介護保険給付サービスの提供は、民間事業者からの提供や施設での利用が中心となることから高齢者の状況に応じて適切なサービスが供給できるよう、地域包括支援センターや在宅介護支援センターにおいて、民間事業者や施設等と行政の連携を強め、必要とされるサービスの確保に努めます。

3 ボランティア等福祉的活動との連携

高齢者の生活や介護している家族等を支えるには、一般保健福祉サービス、介護保険給付サービスだけでは十分とはいえません。住み慣れた地域で、人々との心の通った生活を続けていくためには、町内会、民生委員児童委員、シルバー人材センター、赤十字奉仕団、老人クラブ、ボランティアやNPO等の地域の活動による支援が不可欠です。このような活動との連携強化を図り、町民が主体となった地域の福祉的な活動の気運が高められるよう努めます。

資 料 編

資料編

1 境町高齢者福祉事業計画策定委員会設置要綱

平成 14 年 12 月 26 日

告示第 121 号

(目的)

第 1 条 老人福祉法並びに介護保険法に基づき、境町の老人福祉計画及び介護保険事業計画を策定するため、境町高齢者福祉事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(事業)

第 2 条 老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関すること。

2 委員会は、策定後速やかに町長に具申すること。

(組織・構成)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

(1) 議会代表者

(2) 医療及び福祉に関係する団体の関係者

(3) 住民代表

(4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画に係る審議が終了したときまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、福祉部介護福祉課が行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2 境町高齢者福祉事業計画策定委員会名簿

(敬称略)

No.	氏 名	構 成 団 等 名	備 考
1	関 稔	議会代表（議会議長）	委員長
2	渡 邊 昇	議会代表（議会教育福祉委員長）	
3	高橋 正彦	医師代表	
4	新谷 嘉延	特別養護老人ホーム施設長（ファミリー境）	
5	玉田 太郎	老人保健施設長（境町メディカルピクニック）	
6	長濱 隆夫	民生委員協議会代表	
7	寺 山 守	老人クラブ連合会代表	副委員長
8	中村 久夫	身体障害者福祉協議会代表	
9	齊 藤 勇	ボランティア連絡協議会代表	
10	並木 久江	住民代表	
11	須 藤 厚	社会福祉協議会常務	
12	塚原 栄一	福祉部長	
13	大島 孝夫	保険年金課長	
14	野口 雅之	健康推進課長	

※委嘱任命期間 平成26年6月27日 ～ 計画策定まで

3 用語集

あ行

一次予防事業

第1号被保険者の全ての人（元気な高齢者）を対象にした、生活機能の維持又は向上を図るための事業。

インフォーマルサービス

行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れた」ニーズに対応するサービスのことをいう。例えば、近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動がこれに当たる。

NPO

民間非営利組織（Non-Profit Organization）の略称で、営利を目的とせず、継続的に社会的活動をおこなう民間の組織（団体）のことで、NPO法人は、特定非営利活動促進法により設立を認められる法人。

か行

介護サービス

介護保険の要介護認定を受けた要介護者に提供される介護のサービス。広義では、介護予防サービスを含めることもある。

介護保険制度

平成12年4月から始まった介護を公的に支えるための保険制度で、介護や支援が必要になった場合（要介護・要支援状態）、状況に応じて保健・医療・福祉のサービスを総合的に受けられる制度。65歳以上全員と、40歳から64歳までの医療保険加入者が対象となり、要介護認定を受けて介護保険サービスを利用する。

介護保険施設

介護保険の給付対象となる施設サービスを行う施設。介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設をいう。

介護予防

どのような状態にある者であっても、生活機能の維持・向上を積極的に図り、要支援・要介護状態の予防及びその重症化の予防、軽減により、高齢者本人の自己実現の達成を支援すること。

介護予防事業

地域支援事業の一つ。要介護状態等になることの予防、軽減もしくは悪化の防止に資する事業（予防給付と重なるものを除く）で、二次予防事業と一次予防事業がある。

介護療養型医療施設

長期にわたり療養を必要とする要介護者に対し、入院する病院等で施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療などのサービスを行う施設。

介護老人福祉施設

要介護者で常に介護を必要とし、自宅での介護が難しい高齢者が入居し、日常生活の介助や機能訓練などを受ける施設。

介護老人保健施設

要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに、日常生活上の世話などのサービスを行う施設。

機能訓練

40歳以上で、疾病・負傷などにより心身の機能が低下している方のうち、医療終了後も心身機能の維持・回復と日常生活の自立支援を目的に行われる訓練。

基本チェックリスト

65歳以上の高齢者を対象に介護予防のチェックのために実施するもので、介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかどうか、という視点で運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の全25項目について「はい」「いいえ」で記入する質問表。

協働

住民、自治会等の公共的団体やNPOなどの民間団体、企業や大学などの事業者及び行政が、地域の課題に対し、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え、協力し合って取り組んでいくこと。

居宅介護支援

ケアマネジャーが、居宅サービスを希望する要介護認定者やその介護者の相談に応じて、その方に合ったケアプランを作成し、サービス提供事業者と連絡調整をして、介護サービスの利用を支援する。

居宅サービス

利用者が、自宅で受ける介護サービスや自宅から通って利用するサービス。

居宅療養管理指導

居宅要介護者または要支援者について、病院、診療所、または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などにより行われる療養上の管理及び指導を行うことをいう。

ケアハウス

原則として 60 歳以上の方で自炊ができない程度の身体機能の低下などが認められ又は高齢などのため、独立して生活するには不安が認められる方であって、家族による援助を受けることが困難な方などが、低額な料金で利用できる施設。

ケアマネジメント

介護サービス計画(ケアプラン)に基づき、要介護者一人ひとりの心身の状況や家族状況、本人や家族の意見を踏まえた上で各種サービスを適切に組み合わせ、計画的にサービスが提供されるようにすること。

ケアマネジャー

要介護者等からの相談に応じたり、心身の状態に応じ適切な居宅サービス、施設サービス又は地域密着型サービスを利用したりできるよう、町や居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う人。また、介護サービス計画(ケアプラン)の作成見直しも行う。

高齢者

一般に満 65 歳以上の者をいう。

高齢社会

総人口に対して高齢者(65 歳以上の者)の割合が高くなっている社会。一般に高齢化率(65 歳以上の高齢者の人口が総人口に占める割合)が 7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会と言われる。

高齢者虐待

養護者による高齢者虐待、養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。身体的暴力だけでなく、養護を怠ることや暴言等の心理的虐待、性的虐待及び経済的虐待もこれに含まれる。

高齢者の権利擁護

判断能力のない、又は不十分な高齢者の権利を守り、安心して日常生活を送ることができるよう支援する制度。

さ行

作業療法士（OT）

医師の指示のもとに身体または精神に障害のある人に対して手工芸やその他の作業で応用動作能力や社会適応能力の改善、回復を図る専門家。

自助・共助・公助

自助とは、他人の力に頼らず、自分の力だけで事を成し遂げること。共助とは、互いに力を合わせて助け合うこと。公助とは、公的機関によって提供される援助のことをいう。

施設サービス

介護サービスのうち、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）において提供されるものをいう。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づき設置された、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした民間組織。

社会福祉法人

社会福祉法に基づく社会福祉事業を行うことを目的に設立された法人。

生涯学習

人々が自らの人生をより豊かなものにしたいと願い、自分に合った学習の方法や内容を自由に選択しながら行う、生涯にわたった学習活動。

ショートステイ

介護保険サービスの「短期入所生活介護」・「短期入所療養介護」のことで、諸事情により在宅での介護が一時的に不可能になった場合、介護保険施設に短期的に入所し、日常生活上の世話や医療的管理を受けるサービス。

シルバー人材センター

働く意欲のある高齢者のニーズに応じた、地域社会の日常生活に密着した、就業機会の提供を促進している公益法人。

成年後見制度

認知症高齢者等で意思能力の十分でない成年者を保護するため、財産管理や日常生活での援助をする制度。家庭裁判所の審判に基づく法定後見制度と、後見人等と被後見人等との契約に基づく任意後見制度がある。

た行

第1号被保険者、第2号被保険者

第1号被保険者は、町内に住所を有する65歳以上の者をいい、第2号被保険者は、町内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者をいう。

団塊の世代

第二次世界大戦後、数年間の第一次ベビーブーム世代（おおむね、昭和22（1947）年～24（1949）年に生まれた年齢層）を指す。全国で約700万人がいる。

地域支援事業

要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業。介護予防事業、包括的支援事業、任意事業がある。

地域包括支援センター

公正、中立的な立場から、地域における介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行う。保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士等が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら高齢者への総合的な支援にあたる。

地域密着型サービス

高齢者が要支援・要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から平成18年度に創設されたサービス。原則として、事業所が所在する市町村の被保険者のみが利用できる。市町村では、適正な運営を図るために地域密着型サービス運営委員会を設置している。

通所介護

「デイサービス」とも言い、介護保険施設等に通り、入浴、食事、健康チェック、日常動作訓練やレクリエーションなどのサービスを受けられる。

通所リハビリテーション

病院や介護老人保健施設などに出向いて、入浴や食事などと同時にリハビリテーションのサービスを受けられる。

な行

日常生活圏域

住民が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、施設の整備状況などを総合的に勘案して設定する圏域のこと。

日常生活自立支援事業

平成19年度より、「地域福祉権利擁護事業」は「日常生活自立支援事業」という名称に変更になった。判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が地域で自立した生活を送ることができるように福祉サービスや日常的金銭管理に関する援助を行う。

は行

訪問介護

ホームヘルパー（訪問介護員）が利用者の自宅を訪問し、身体介護や家事援助を行うサービス。

ボランティア

社会福祉において、無償性・善意性・自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者を指す。

標準給付費

サービス給付費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費及び審査支払手数料を合算した額。

や行

要支援・要介護（度）

要支援・要介護状態の区分。支援や介護の必要な程度に応じて要支援1、要支援2、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5の7つに区分される。

要支援・要介護認定

介護給付、介護予防給付を受けようとする被保険者の申請によって、その要件となる要支援・要介護者に該当すること及び該当する要支援・要介護状態区分について、市町村が行う認定のこと。全国一律の客観的な方法や基準に従って行われる。心身の状況等に関する認定調査の結果と疾病や負傷の状況に関する主治医意見書に基づき、介護認定審査会において審査判定が行われ、その結果に従い、市町村が要支援・要介護認定を行う。

予防給付

要支援1、2と認定された高齢者等に給付される介護サービス。本人の意欲の向上、具体的な目標の明確化、対象者に応じた適切なケアマネジメントのもとに実施され、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション等がある。

ら・わ行

理学療法士（PT）

病気や外傷などによって身体に障害が生じた人の基本的動作能力の回復を図るため、運動療法や物理療法などの治療を施すリハビリテーション医療の専門家。

リハビリテーション

疾病や傷害によって失われた生活機能の回復を図るため、機能障害、能力障害、社会的不利への治療プログラムによって人間的復権をめざす専門的技術及び体系のことをいう。

境 町
高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画

平成 27 年 3 月

発 行：境 町

編 集：境町福祉部介護福祉課

〒306-0495 茨城県猿島郡境町 391 番地 1

TEL 0280-81-1300（代表）

FAX 0280-86-7521

URL：<http://www.town.sakai.ibaraki.jp>

